



# 鳥取県公報

令和7年1月28日（火）  
第9664号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（40）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（41）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（42）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（43）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（44）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
尾高薬局	米子市尾高904-7	令和6年12月1日
ゆのはな薬局	米子市皆生新田三丁目5-19	〃
山田薬局	倉吉市上灘町171	〃

## 鳥取県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
鈴木クリニック	米子市上福原582-5	令和6年12月31日

### 2 薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社山田薬局	倉吉市上灘町171	令和6年11月30日
かわしま薬局	米子市日原61-2	令和6年12月31日

## 鳥取県告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社土井	尾高薬局	米子市尾高2775-2	令和6年12月10日	令和6年7月31日	居宅療養管理指導
門脇 孝幸	ひまわり薬局	米子市尾高904-7	令和6年12月1日	令和6年11月30日	〃

## 鳥取県告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社土井	尾高薬局	米子市尾高2775-2	令和6年12月 10日	令和6年7月 31日	介護予防居宅療養 管理指導
門脇 孝幸	ひまわり薬局	米子市尾高904-7	令和6年12月 1日	令和6年11月 30日	〃

#### 鳥取県告示第44号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和7年1月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和6年12月12日 鳥取県指令第202400220560号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西伯郡日吉津村大字富吉114  
株式会社伯耆のきのこ 代表取締役 三嶋 真樹